

令和7年8月29日

物流効率化法における特定荷主制度に関する荷主向け説明会の開催について

国土交通省物流・自動車局物流政策課
経済産業省商務・サービスグループ流通政策課物流企画室
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課

昨年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）は、本年4月1日に一部施行し、トラック事業者を利用する全ての荷主に対して、物流の効率化に取り組む努力義務が課されたところです。

令和8年4月1日には、残る改正規定も施行され、「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号。以下「物流効率化法」という。）に基づき、一定規模以上の荷主は特定荷主として指定され、物流の効率化に向けた中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられます。

つきましては、本日公布された「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する省令」を踏まえ、物流効率化法に基づき特定荷主に対応が求められる具体的な事項について、荷主業界団体及び荷主事業者を対象に、別紙のとおりオンライン説明会を開催いたします。

出席を希望される場合は、経済産業省ホームページに記載された登録フォーム（別紙参照）から9月16日（火）12時までに参加登録をお願いいたします。

説明会開催要領

1. 日時

①令和7年9月17日（水）14時00分～

②令和7年9月18日（木）11時00分～

（所要時間は、質疑を入れて概ね1時間程度を予定しております。）

※ 後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各 web サイトに説明会の動画を掲載する予定です。

2. 実施方式

WEB 会議方式（Microsoft Teams）で実施することとし、登録いただいた参加予定者宛てに会議 URL を通知いたします。

3. 内容

物流効率化法に基づき特定荷主に対応が求められる具体的な事項について

4. 説明対象者

荷主業界団体及び荷主事業者の担当者

※ 登録は1団体・事業者につき、①②各回5名まで

※ 自らの事業に関して継続的にトラック事業者との間で運送契約を締結し、又は貨物の受渡しを行っている事業者（公的組織を含む。）は荷主に該当し得ます。

5. 登録方法

以下の経済産業省ホームページに記載された登録フォームから参加登録をお願いいたします。

○経済産業省ホームページ「物流効率化法について」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

※ 登録フォームは『事業者向け説明会』に記載しております。

※ 参加される方全員からそれぞれ御登録をお願いいたします。（同じ URL で参加できる人数は制限されています。）

6. 担当者

国土交通省物流・自動車局物流政策課

電話：03-5253-8801（直通） 担当：五十嵐、竹内

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室

電話：03-3501-0092（直通） 担当：佐藤、瀬戸、新井

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

電話：03-3502-5741（直通） 担当：加地、本川、本田